

岡山県立倉敷琴浦高等支援学校運営協議会規約

(名称)

第1条 協議会は、岡山県立倉敷琴浦高等支援学校運営協議会（以下「協議会」という）と称す。

(趣旨)

第2条 協議会は、岡山県立倉敷琴浦高等支援学校（以下「学校」）の学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、岡山県教育委員会（以下「教育委員会」）及び岡山県立倉敷琴浦高等支援学校の校長（以下「校長」）の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組むものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び経営方針に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 学校行事の計画に関すること
- (4) 組織編成に関すること

2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って、学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第4条 協議会は、学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、第2条の趣旨を踏まえ、学校の教職員の任用（採用、昇任及び転任に関する事項に限る。）に関して、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第5条 協議会は、毎年1回以上、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第6条 協議会は、学校の運営について地域住民の理解、協力及び参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、前項の目的を達成するため、学校の運営及び運営への必要な支援に関する協議等の情報を、地域住民等へ積極的に提供するよう努めなければならない。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15名程度とし、次の掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校の所在する地域の住民
 - (2) 学校に在籍する生徒の保護者
 - (3) 学校の校長及び教職員
 - (4) 地域学校協働活動に関わる地域コーディネーターその他の学校の運営に資する活動を行う者
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 教育委員会は、学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
- 3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 4 委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職の職員とする。

(委員の任命)

第8条 委員の任期は1年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動に利用すること
 - (2) 委員にふさわしくない非行を行うこと
 - (3) 協議会又は学校の運営に支障をきたす言動を行うこと

(会長及び副会長)

第10条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、校長及び本校の職員は、会長になることができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第11条 会長は、校長と協議の上、協議会の会議を招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があるときは、校長に報告及び説明を求めることができる。
- 6 校長は、自校の教職員を必要に応じて会議に出席させることができる。
- 7 会長は、会議の会議録を作成し、学校に5年間保管しなければならない。

(会議の公開)

- 第12条 協議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開にすることができる。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申出なければならない。
 - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

- 第13条 教育委員会は、協議会の運営状況について学校の校長から意見の聴取を行い、必要に応じて協議会に対して指導又は助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
- 2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

- 第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。
- (1) 本人からの辞任の申出があったとき
 - (2) 第9条の規定による義務に違反したとき
 - (3) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき
 - (4) その他解任に相当する事由が認められるとき
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

- 第15条 協議会の庶務は、学校において行う。

(委任)

- 第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が、その他協議会に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。